

藤沢市民ギャラリー使用について

◎藤沢市民ギャラリーは、藤沢市民に美術作品の発表と鑑賞の場を提供することを目的としています。
ご使用の申し込みにあたっては、次のことをご確認ください。

1. 使用資格

- (1)出品者の3割以上が、藤沢市に在住・在勤・在学する者で構成される5名以上の芸術団体。
 - * 1人の作品数が全出展作品数の25%未満であること。
 - * 登録使用者名簿と展示作品作者名が同一であること。
- (2)美術作品等の制作を行う個人または(1)に該当しない団体。
 - * 抽選会終了後、空室が出た場合。(6-(エ)参照)

2. 使用不許可事項

- (1)公の秩序又は善良の風俗を乱す行為。
- (2)入場料等の徴収行為。
- (3)その使用が営利を目的とされる行為。
- (4)創作作品が額装、もしくはそれに値する状態ではない場合。
- (5)作品の大きさ、形状により安全に配慮した展示・鑑賞区間が保てない場合。
- (6)その他、藤沢市民ギャラリーが不適切と判断したもの。

3. 使用期間

- 火曜日から日曜日までの継続した6日間。
- * 6日未満の使用については使用許可申請書にてその理由を明記すること。
 - * 主催者の責任において受付・監視の当番を配置することができます。
- ※17時以降は警備員が巡回を行います。

使用時間	火曜日から土曜日	10:00～19:00
	日曜日(最終日)	10:00～17:00
搬入日	月曜日	13:00～16:30
搬出日	日曜日	17:00～18:00

4. 使用回数

原則、藤沢市民ギャラリーの使用は、1団体または1個人につき1年に1回です。
ただし、抽選会以降、空室が出た場合に限り、年2回の使用が可能になります。
(最終使用月から6ヶ月あけてください。)

5. 使用料

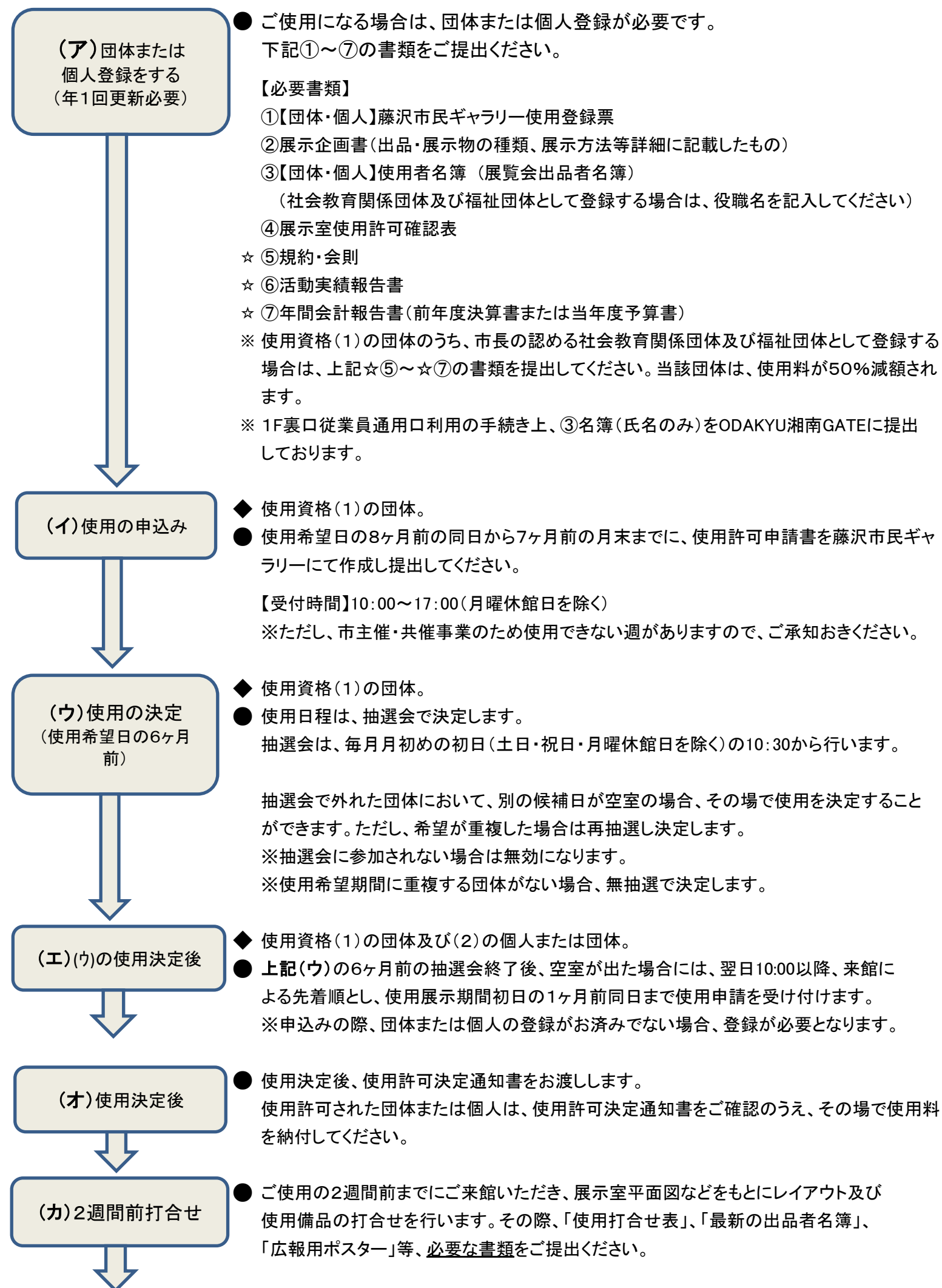
- (1)使用料は次のとおり、火曜日から日曜日までの継続した6日間分を納付してください。
- (2)当該6日間のうち、使用する日数が6日未満であっても使用料に変更はありません。
- (3)使用者の責めに帰することができない理由により一般展示室を使用できないと認められる場合は、使用できない日数分の使用料を差し引くか、または還付します。□

※減額措置前の料金

区 分	床 面 積	使用料(日額)	使用料(6日間)
第1展示室	188㎡	12, 000円	72, 000円
第2展示室	93㎡	6, 000円	36, 000円
第3展示室	93㎡	6, 000円	36, 000円
全展示室	374㎡	24, 000円	144, 000円

※使用料は、使用許可を受けると同時に、その場で納付してください。

6. 使用までの手順



(キ) 搬入・展示作業



(ク) 展覧会スタート



(ケ) 撤去・搬出作業

- 原則月曜日13:00から作品の搬入や展示作業を行っていただきます。
ただし、6日未満の使用を希望した団体または個人は藤沢市民ギャラリーの指示のもと搬入・展示作業を行う日程を確認し、作業を行ってください。
展示作業終了後、職員が貸し出し備品の返却確認・展示内容確認等を行います。
代表の方は立ち会いをお願いします。
- 会期中は提出された「受付・監視当番計画表」をもとに展示室内の管理および来館者の対応をお願いします。
使用期間中は、いかなる理由であっても作品の破損や紛失等についてはその責任を負いません。
6日未満の使用申請の場合、申請期間のみの開室となります。
- 搬出日は原則日曜日である使用最終日17:00以降、入り口の閉館確認後に撤去・搬出作業をしていただきます。
作業終了後、職員が室内を点検いたしますので、代表の方は立ち会いをお願いします。

7. 使用のキャンセルについて

【キャンセル料】

使用開始日から起算して3ヶ月前の前日までに届け出た場合は使用料の50%を還付します。

【手続き方法】

以下の①～④をご持参いただき「使用取消届出書」・「既納使用料還付申請書」・「請求書」にご記入いただきます。

- ①使用許可決定通知書
- ②団体代表者または個人の印
- ③振込先のわかるもの

※④委任状（振込先が代表者の名義ではない場合に必要となります。）

- 委任状は委任者、受任者の氏名・住所・押印など記入もれのないもので、
「藤沢市民ギャラリー使用料の還付請求及び受領に関する一切の権限を委任します」という一文を明記してください。

手続き終了後、藤沢市民ギャラリーより「既納使用料還付決定通知書」を送付いたします。

8. 注意事項(必ずご一読ください)

- ・施設、付帯設備、備品等を使用者が破損・汚損した場合は、使用者の負担で現状に復していただきます。
- ・使用期間中は、いかなる理由であっても作品の破損や紛失等について藤沢市民ギャラリーはその責任を負いません。
- ・スポットライト、パネル、机等の備品については市民サービスの一環として貸出を行っておりますが、故障等による不測の事態が生じた場合は使用期間中であっても使用できない場合があります。
- ・営利を目的とした行為は禁止です。
- ・会員の募集チラシの配布は可能ですが、配布するチラシは参考として、事前にご提出ください。
- ・展示室内での飲食・喫煙はできません。
- ・危険物・不潔物等を持ち込まないでください。また、火気の使用は禁止です。
- ・ゴミ類は必ずお持ち帰りください。
- ・作品やお荷物のお預かりはできません。
- ・使用時間以外の作品の搬出入はできません。

- ・搬入・展示および搬出・撤去作業は藤沢市民ギャラリーの指示のもと、使用者の責任において行ってください。指示が守れない場合は、今後の使用をお断りします。
- ・非常時及びスプリンクラーの誤作動により水漏れ等、作品が破損する可能性があります。その際、藤沢市民ギャラリーでは責任を負いかねます。ご了承のうえ、お申込みください。
- ・展示室(1・2・3)の天井に火災感知器が設置されております。定期点検及び誤作動時など作品の移動をお願いする場合があります。
- ・第1・2展示室の電源は2系統、第3展示室は1系統です。※1系統=15アンペア
- ・地震・災害等不測の事態によっては期間途中で展示を終了とさせていただく場合があります。
- ・ODAKYU 湘南 GATEの休館によって、藤沢市民ギャラリーも休館となる場合があります。
- ・藤沢市民ギャラリー条例施行規則第11条を遵守してください。また、これに従わない場合は今後藤沢市民ギャラリーの使用をお断りします。

【問い合わせ先】 藤沢市民ギャラリー
0466(26)5133
2026.10.7